

点
條
項
要

- 八、現時、如干不況ノタメニハ各稼働者金融ニ困難仕リ居ルニ付キハ、
八幡本所就業本所員ニ適用セラレツ、アル共助会拠金貸與
規定ヲ當出張所ニ適用セラレタキコト
- 九、採炭就業但所ハ運搬道路ノ遠近炭質ノ硬軟溫度ノ高底
ニ依リ賃銀ハ決定セラルキモノト思惟セラル、ニ付坑内係務
保及稼働者代表ト主會ノ上公平十九賃銀引替ヘラレタキ
ニト
- 十、ハ幡本所就業員ノ年功賞與全ハ公表セラレ一般ニ周知セシ
メラレツ、アソガ當出張所ハ暗々裡ニ給與セラレツ、アルクノ不
公平ノ恨ムアルツ以テ今後ハ給付率ヲ公表シ一般ニ周知セシメ
ル方法ヲ講セラレタキコト
- 十一、前納屋頭ヲ勞務係ニ御採用ニキリ彼等ノ住居ヲ勞務係見
所トセラレタルコトハ我ムヲ監禁拘束セシムルノ處ヲ抱カシムル
ヲ以テ改革セシメラレタキコト
- 十二、採業員ノ取扱ハ幡本所並三井鉱業ノ取扱方ニ見做ハレ
タキコト

争議場所 年月日	労働者総数			争議参加 年月日	争議解決 年月日	生産品類		
	男 六八八六	女 二二五	計 六一一一			男 四〇〇	女 四〇〇	計 四〇〇
嘉穂郡鶴来大字枝光 五月五日				青九日（罷業五日）				
争議発生 原因 誘因								

争議発生時頃ヨリ全坑内外本田伊三郎方ニ坑夫佐々木岸太郎外三十名集合協議ノ結果同志ノ同意書シ取縛メタルト共ニ
嘆願書ヲ起草シ今日午前十一時之ヲ炭坑ニ提出セリ

要 求

- 一、互助會日創立ヲ御認メ下サレ度ン
- 二、稼働者及家族ノ死亡ノ場合ヘ互助會ノ香典ヲ共助會ヨリ速
時御取替ヘコト
- 三、共助會香典ハ死亡診斷書提出ト同時ニ支給セラレタキコト
- 四、業務上ノ傷病ニ對シテハ即時見傷証ヲ下附サレタシ
- 五、傷病者ヲ強制的就業セシメサルコトヲ嚴禁セラレタキコト
- 六、解雇サレタル女坑夫ニ麻ソ興ヘラレタシ
- 七、稼働者百名ニ付代表者一名宛ヲ御認メ被下右代表者ト炭坑ニ付